

## 視点 「みなし否決」再考

経済産業委員会 専門員

せき よしゆき  
世木 義之

衆議院による「みなし否決」を規定する憲法第59条第4項は、法律案成立の迅速化を図るよう憲法が認める衆議院の優越性の一つである。

本項により、法律案が衆議院の委員会及び本会議の審議の結果、参議院に送付されて以後、参議院が議決しない期間が60日を超えるという場合は、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすとする議決をすることができる。法律案成立を急ぐ場合、60日間が経過した後、衆議院はまず「みなし否決」を行い、その後、さらに憲法第59条第2項に従い3分の2以上の多数で再議決する「手続」を踏むことで、法的効果を発生させることになる。

第1回国会から第165回国会までに、憲法第59条第4項が規定する60日の期間が経過した事例は129件であり、「みなし否決」は第13回国会に3件存在する。このうちの国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案は、3分の2以上の多数で再議決された。しかし、同法律案は、参議院で審査中で衆議院には存在しておらず、衆議院は、いわば“空の議決”により成立させたにも等しかった。これは、当時の衆参各院の事務局が、議決の際における原案保持主義の建前を踏まえた手続法規について十分検討する暇もなく、諸手続を進めた結果によるもので、3年後、第21回国会において、国会法第83条の3を置き、衆議院の優越発動の通知を受けた参議院が、衆議院の送付案・回付案を衆議院に返付する手続きを定めることによって解決を見た。しかしこれは、参議院側の自主的な返付ではなく、衆議院側から回収する形式を規定した国会法改正で、法律案の取扱いが衆議院主導で進められることがより一層明確化・強化されている。

現状では、参議院から法律案について衆議院に協議を求めうる機会は、参議院先議の場合に限られる上、衆議院には拒否権がある。憲法第59条第4項の趣旨からは、参議院における審議が空転している場合には強制的に参議院から法律案を取り上げることにはやむを得ない一面もある。しかし、法律案が実際に審査中であるにも関わらず、本会議議決に至る前であればそれを中断できる点は問題である。衆議院が法律案を取り上げた後は、憲法第59条第2項に基づいて再議決するか、国会法第84条第1項により両院協議会を請求するかは衆議院の意思次第であり、参議院側からは法律案に関与する術はなく、審査の成果は埋もれることになる。

そもそも第二院の存在意義は、再考、熟慮の機会を設けることにある。また、民主政治は、得心の政治であるところから、憲法第59条第4項は、参議院に衆議院の意思を無理押しに押し付けるのではなく、あくまで議論し、参議院、衆議院双方が納得する所まで推し進めるよう努力することを求めていることと考える。確かに予算、首班指名については、空白期間を作ることが許されないため、第一院に優越を認めることに合理性はあるが、法律案、条約等はより柔軟に考える余地がある。参議院、衆議院の関係をより一層連携強化し、より洗練された解決策を模索するには、委員会段階の合同審査等を活用することはもちろん、両院協議会における協議の途を広く残しておくことが肝要である。

そこで、私は、国会法第83条の3第3項に、「その際、参議院は、両議院協議会を求めることができる。」との文言を追加し、参議院が自らの意思を明らかにする機会を得ることのないまま衆議院の求めに応じて法律案を返付した際には、参議院に両院協議会請求権を認めることも一案ではないかと考える。このことが法律案によって両議院の間に亀裂を生じさせないことに貢献すると考えるからである。